



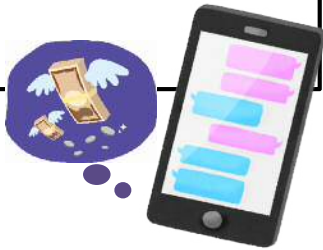
消費生活センターだより 暮らしのスクラム



SNSやマッチングアプリ、友人・知人からの誘いに気をつけて！
暗号資産のトラブル ～その話、うのみにしないで！～

事例 1

SNSで知り合った人から暗号資産への投資を勧められた。暗号資産の取引サイト上で利益が出たので換金しようとしたが、「高額な手数料を支払わなければ換金できない」といわれた。



事例 2

友人に「AIが判断して暗号資産に投資するシステムで儲かっている」と誘われた。十数万円を友人に渡した。最初は運用で増えている画面をスマホで見られたが、最近ログインできず見られなくなった。友人に返金を求めたら連絡がとれなくなった。



アドバイス

暗号資産（仮想通貨）に関する相談が多数寄せられています。最近の事例では、「SNSやマッチングアプリで知り合った相手に勧誘されて送金したが、出金できなくなった」などSNSやマッチングアプリをきっかけとしたトラブルが目立っています。

- ・暗号資産への投資を勧める相手からの勧誘をうのみにしないでください。友人・知人からの勧誘でも冷静に判断しましょう。
- ・暗号資産交換業の登録業者かどうか確認し、無登録業者とは取引しないでください。
- ・取引内容やリスクが十分に理解できなければ契約しないでください。
- ・不安に思った場合や、トラブルに遭った場合は消費生活センターに相談してください。

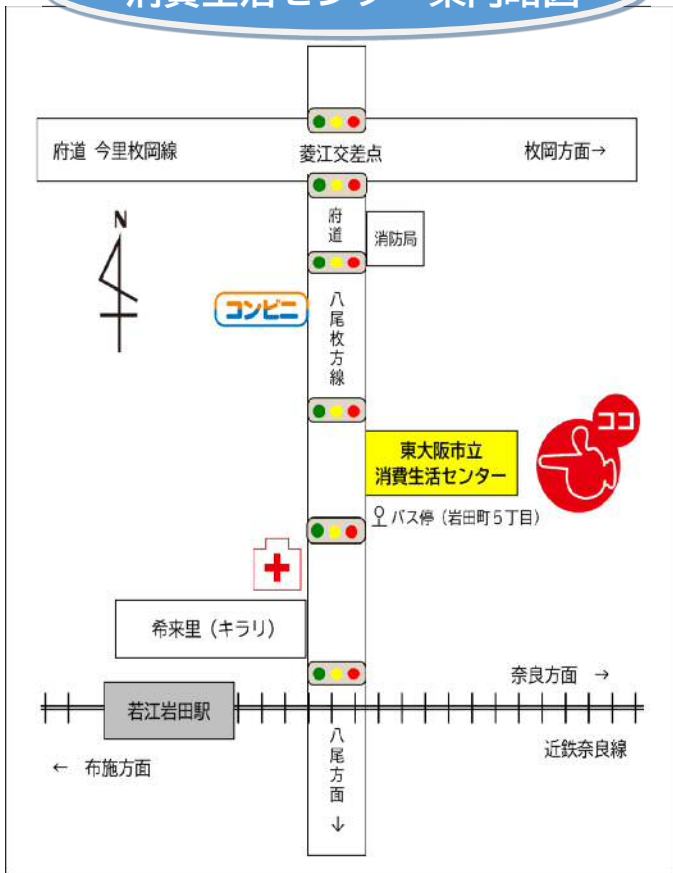
発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！



消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話
072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝休日・年末年始を除く)

※来所相談の場合は、
事前に電話予約してください。

●交通

近鉄奈良線若江岩田駅下車
北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002 (事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

…相談窓口ではこんなことをしています…

- ◆ 自主交渉の助言……………消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん ……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……………センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求

〈土曜・日曜の相談窓口〉(年末年始を除く)

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

ともに午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで

〈土曜・日曜・祝日の相談窓口〉(年末年始を除く)

消費者ホットライン 局番なしの「188(いやや!)」番 午前10時から午後4時まで